

認定第 13 号

令和 3 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び  
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、別紙の令和 3 年度飛騨市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、別紙のとおり令和 3 年度飛騨市水道事業会計決算を監査委員の意見書を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也